

債務保証の概要

1. 債務保証の対象資金

基金協会の債務保証を利用できる資金は次のとおりです。

1. 農業近代化資金
2. 農業改良資金
3. 青年等就農資金
4. 金融公庫転貸資金
5. 農業経営改善促進資金
6. 農業経営負担軽減支援資金
7. 畜産特別資金
8. 農業者等が必要とする事業資金等（各種農業資金、住宅資金や自動車資金等の生活に必要な資金及び賃貸住宅資金）

2. 債務保証の対象融資機関

基金協会の債務保証を利用できる融資機関は次のとおりです。ただし、基金協会と債務保証契約締結している融資機関に限ります。

1. 農業協同組合
2. 信用農業協同組合連合会
3. 全国共済農業協同組合連合会
4. 農林中央金庫
5. 銀行
6. 株式会社商工組合中央金庫
7. 信用金庫又は信用金庫連合会
8. 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3. 保証契約先融資機関

<農業協同組合等>

福井市農業協同組合	福井市南部農業協同組合	永平寺町農業協同組合
花咲ふくい農業協同組合	春江農業協同組合	テラル越前農業協同組合
福井丹南農業協同組合	福井池田町農業協同組合	越前丹生農業協同組合
越前たけふ農業協同組合	敦賀美方農業協同組合	若狭農業協同組合

福井県信用農業協同組合連合会

<銀行・信用金庫等>

北陸銀行

福井信用金庫

小浜信用金庫

※北陸銀行・福井信用金庫・小浜信用金庫については、農業資金のみの取扱となっております。